# 三重県土砂条例(仮称)のあり方(中間案)の概要

§ (1)

この条例は、土砂等の埋立て等に関する県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地 の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害 の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

## 埋立て等行為前

【住民への周知】

§ 4

許可申請予定者は、周辺住民に対し、事業計画等について説明会等を実施

#### 【土砂等の埋立等の許可】

§ 405(10)

・土砂等の埋立て等の行為を行う面積3.000m<sup>2</sup> 以上かつ高さ1m超える場合

- 土砂等の埋立て等の行為を行う土地の所有者 の同意
- 周辺住民への説明会等の実施
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外

何人も土砂基準に適合しない土砂等による埋立

発生場所ごとに、同一の搬出場所から搬入する

土砂等発生元証明書(再生土等の場合はリサイ

クル認定書等)、汚染のおそれのないことを証

量が一定量までごとに、事前の届出が必要

#### 【許可基準】

§ (5)(6)(7)(8)

- 災害防止(構造基準への適合など)
- 生活環境保全(土砂基準への適合など)
- 申請者の資力及び信用
- ・水質調査を行うための措置

など

# 土砂等の搬入開始

## 埋立て等行為開始時

〇汚染された土砂等の埋立て禁止

て等を行ってはならない

○土砂等の搬入等の事前届出

### 【土砂等の搬入規制】

する書類の添付

§ (6)

- 【埋立て等完了までの管理に関する規制】§ 9🕪
  - ○埋立地の管理台帳への記載
  - 土砂等の発生場所ごとの搬入量等を記載し た管理台帳を作成し、一定期間ごとにその 写しを報告
  - 〇埋立地における水質調査
  - 一定期間ごとに埋立地からの排水の水質を 調査し、結果を報告
  - 〇立入検査
  - 埋立て等を行う者の事業場所等の立入検査

## 埋立て等行為完了時

# 【埋立て等完了までの管理に関する規制】

§ (9)

○土砂等の埋立て等に係る完了等の届出

など

- 埋立地の土砂等の堆積の形状や土壌及び水質調査の結果報告
- 〇完了検査
- 許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

### その他

#### 【公表】

§ ④ 【 罰 則 】

§ (4) 【土砂等搬入禁止区域】§ (f) 【経過措置】

の搬入を禁止

§ (13)

- 許可した埋立地一覧
- 申請書等の縦覧
- 許可取消しを受けた者
- 措置命令等を受けた者
- 無許可埋立 • 命令違反
- 無届・虚偽報告
- ・立入検査の拒否等
- など

人の生命又は財産に危害 が及ぶおそれのある場合、 「土砂等搬入禁止区域」 を指定し、何人も土砂等

- ・施行日から1年間 の経過措置 他法令等の許可期
  - 間が完了するまで

三重県土砂条例(仮称)に係る手続フロー

